平成２２年（フ）第３号
香川県観音寺市流岡町1347番地38
破産者　山下すみ子
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第７０号
長崎県諫早市飯盛町山口884番地６、前住所神奈川県川崎市中原区木月３丁目59番25―503号ＴＯＰ元住吉
破産者　中野　悠祐
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目82番地６
破産者　神谷　　尚
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１４１号
青森市富田２丁目27番１号
破産者　石塚　一男
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４８号
秋田県潟上市飯田川飯塚字樋ノ下65番地１
破産者　猿田　峯夫
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８６号
秋田市新屋豊町７番28号　リバーサイドハウスＣ号
破産者　相原　ユミ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０号
福島県いわき市常磐湯本町高倉44番地の５　ＫＥＮハイツ202、前住所福島県いわき市遠野町上遠野字太田51番地
破産者　井野口孝幸
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２９０号
川崎市宮前区土橋１丁目６番地２　コーポサメジマ101長谷川方
破産者　武藤　清一
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
川崎市高津区新作５丁目３番１―304号　シャンポール新城
破産者　大上　愛子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
川崎市幸区塚越３丁目389番地１　カサベルデ201
破産者　橘内　政一
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８５７号
大阪府吹田市元町15番13号
破産者　齊藤　盛之
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５８号
大阪府吹田市元町15番13号
破産者　齊藤喜代子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８１号
大阪市西成区南津守７丁目９番１―203号
破産者　大成　雄秋
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７２号
大阪市浪速区桜川３丁目１番５―1013号
破産者　川端　幸子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３６号
大阪市東成区玉津２丁目６番２号
破産者　左近　幸子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８４号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―418号
破産者　小松原貴子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の279
破産者　谷　　雅彦
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第５７３号
香川県東かがわ市西村1093番地１
破産者　江本　　勇
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８３号
香川県高松市松島町２丁目11―12山地マンション202号、住民票上の住所愛媛県新居浜市種子川町５番41号
破産者　横川　和仁
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第１１８７号
愛媛県松山市南江戸２丁目２番30号　エンブレム南江戸503号
破産者　日野　信之
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所